

# 第 11 次高知県鳥獣保護事業計画書

平成 24 年 4 月 1 日から  
5 年間  
平成 29 年 3 月 31 日まで

高 知 県



## 目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
2 特別保護地区の指定	6
(1) 方針	6
(2) 特別保護地区指定計画	8
(3) 特別保護指定区域	9
3 休猟区の指定	10
(1) 方針	10
(2) 休猟区指定計画	10
(3) 特例休猟区指定計画	10
4 鳥獣保護区の整備等	10
(1) 方針	10
(2) 整備計画	10
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	11
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	12
1 鳥獣の人工増殖	12
(1) 方針	12
(2) 人工増殖計画	12
2 放鳥獣	12
(1) 方針	12
(2) 放鳥計画	13
(3) 放獣計画	13
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	13
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	13
(1) 希少鳥獣	13
(2) 狩猟鳥獣	13
(3) 外来鳥獣等	13
(4) 一般鳥獣	13
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	13
(1) 許可しない場合の基本的考え方	13
(2) 許可する場合の基本的考え方	14

(3) わなの使用に当たっての許可基準	15
(4) 許可に当たっての条件の考え方	15
(5) 許可権限の市町村長への委譲	16
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	16
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	16
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	17
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	17
3 学術研究を目的とする場合	17
(1) 学術研究	17
(2) 標識調査	19
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	19
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	19
(2) 鳥獣による被害発生予察表	20
(3) 鳥獣の適正管理の実施	21
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	21
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	25
5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	26
(1) 許可対象者	26
(2) 鳥獣の種類・数	26
(3) 期間	26
(4) 区域	26
(5) 方法	27
6 その他特別の事由の場合	27
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	27
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	27
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	28
(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	28
(5) 鶴飼漁業への利用	29
(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	29
(7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	30
7 鳥類の飼養の適正化	30
(1) 方針	30
(2) 飼養適正化のための指導内容	30
8 販売禁止鳥獣等	30
(1) 許可の考え方	30
(2) 許可の条件	31
<b>第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</b>	<b>32</b>
1 特定猟具使用禁止区域の指定	32
(1) 方針	32

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	32
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	33
2 特定猟具使用制限区域の指定	35
3 猟区設定のための指導	35
 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	36
1 方針	36
2 対象鳥獣	36
3 計画期間	36
4 対象地域	36
5 保護管理の目標	36
6 保護管理事業	37
(1) 個体数管理	37
(2) 生息環境管理	37
(3) 被害防除対策	37
7 計画の作成及び実行手続	38
(1) 検討会・連絡協議会の設置	38
(2) 関係地方公共団体との協議	38
(3) 利害関係人の意見の聴取	38
(4) 計画の決定及び公表・報告	38
(5) 実施計画の作成	38
(6) 実施計画に基づく保護管理の推進	39
(7) モニタリング	39
8 計画の見直し	39
9 計画の実行体制の整備	39
 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	41
1 基本方針	41
2 鳥獣保護対策調査	41
(1) 方針	41
(2) 鳥獣生息分布調査	41
(3) 希少鳥獣等保護調査	41
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	41
(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	42
3 狩猟対策調査	42
(1) 方針	42
(2) 狩猟鳥獣生息調査	42
(3) 放鳥効果測定調査	43
(4) 狩猟実態調査	43
4 有害鳥獣対策調査	43

(1) 方針	43
(2) 調査の概要	43
 第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	44
1 鳥獣行政担当職員	44
(1) 方針	44
(2) 研修計画	44
2 鳥獣保護員	44
(1) 方針	44
(2) 年間活動計画	44
(3) 研修計画	45
3 保護管理の担い手の育成	45
(1) 方針	45
(2) 研修計画	45
(3) 狩猟者の減少防止対策	45
4 取締り	45
(1) 方針	45
(2) 年間計画	46
5 必要な財源の確保	46
 第九 その他	47
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	47
2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	47
3 狩猟の適正管理	47
4 傷病鳥獣救護の基本的な対応	47
(1) 方針	47
(2) 感染症対策	47
(3) 野生復帰	48
5 安易な餌付けの防止	48
6 感染症への対応	48
7 普及啓発	50
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	50
(2) 愛鳥モデル校の指定	50
(3) 法令の普及徹底	50

## 第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とします。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

本県は県土の84%が森林であり自然環境に恵まれています。その自然の中での野生鳥獣は、豊かな自然環境を構成するひとつの重要な要素です。近年、自然環境の指標といわれる野生鳥獣の保護対策が強く求められており、自然公園法、文化財保護法、自然環境保全法等によってまとまった面積が保全されている地域にあって、鳥獣の保護繁殖上、重要な地域や森林鳥獣生息に適している地域などに56箇所29,362haの鳥獣保護区を指定し、野生鳥獣の生息環境保護に取り組んでいます。

その一方で、ニホンジカやイノシシ等による農林作物に対する鳥獣被害が増加するなかで、鳥獣保護区を設定することは、農林作物等に対する被害増大の要因との意見も依然として根強く、鳥獣保護区の指定は一段と困難になっています。

こうした状況の中で、農林水産業との調和を図り、利害関係者間の意見調整を図りながら、野生鳥獣の良好な生息環境を維持するため、鳥獣保護区の指定（更新及び解除）を行います。

##### ② 指定区分ごとの方針

###### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保に資することとします。

###### 2) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区の指定に努めます。

###### 3) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区の指定に努めます。

###### 4) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧IA・IB類又はII類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、高知県レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区の指定に努めます。

###### 5) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保

護区の指定に努めます。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとします。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努めます。

#### 6) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区の指定に努めます。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

第1表に、鳥獣保護区の指定等計画を示します。

第1表 鳥獣保護区の指定等計画

(面積: ha)

指定区分	指定目標		既設		年度	指定		拡大		縮小		廃止消滅		増減		計画終了時		
	箇所	面積	箇所	面積		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
(1) 森林鳥獣生息地	35	17,461	35	17,461											0	0	35	17,461
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
(2) 集団渡来地	2	3,065	2	3,065											0	0	2	3,065
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
(3) 集団繁殖地	2	1,566	2	1,566											0	0	2	1,566
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
(4) 少鳥獣生息地	2	571	2	571											0	0	2	571
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
(5) 生息地回廊	0	0	0	0											0	0	0	0
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
(6) 身近な鳥獣生息地	15	6,699	15	6,699											0	0	15	6,699
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
計	56	29,362	56	29,362		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	29,362

① 鳥獣保護区の指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区  
なし
- 2) 集団渡来地の保護区  
なし
- 3) 集団繁殖地の保護区  
なし
- 4) 希少鳥獣生息地の保護区  
なし
- 5) 生息地回廊の保護区  
なし
- 6) 身近な鳥獣生息地の保護区  
なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

第2表に、既指定鳥獣保護区の変更計画を示します。

第2表 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	面 積			指定期間	変更理由	備考
				既設	増減	指定			
平成24年度	森林鳥獣生息地	雁巻山 鳥獣保護区	期間更新	741		741	H24.11.15から H34.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	早明浦 鳥獣保護区	期間更新	975		975	H24.11.15から H34.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	不入山 鳥獣保護区	期間更新	417		417	H24.11.15から H34.11.14まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	横浪港 鳥獣保護区	期間更新	225		225	H24.11.15から H34.11.14まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	昭和 鳥獣保護区	期間更新	33		33	H24.11.15から H34.11.14まで	継続	
計		5箇所		2,391	0	2,391			
平成25年度	森林鳥獣生息地	琴ヶ浜 鳥獣保護区	期間更新	190		190	H25.11.15から H35.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	白髪 鳥獣保護区	期間更新	717		717	H25.11.15から H35.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	宇佐 鳥獣保護区	期間更新	340		340	H25.11.15から H35.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	入野浜 鳥獣保護区	期間更新	37		37	H25.11.15から H35.11.14まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	筆山 鳥獣保護区	期間更新	307		307	H25.11.15から H35.11.14まで	継続	
計		5箇所		1,591	0	1,591			
平成26年度	森林鳥獣生息地	崎山 鳥獣保護区	期間更新	125		125	H26.11.15から H36.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	内原野 鳥獣保護区	期間更新	627		627	H26.11.15から H36.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	西分 鳥獣保護区	期間更新	311		311	H26.11.15から H36.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	手結山 鳥獣保護区	期間更新	353		353	H26.11.15から H36.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	安居 鳥獣保護区	期間更新	144		144	H26.11.15から H36.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	大道 鳥獣保護区	期間更新	139		139	H26.11.15から H36.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	つづら山 鳥獣保護区	期間更新	434		434	H26.11.15から H36.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	足摺岬 鳥獣保護区	期間更新	2,787		2,787	H26.11.15から H36.11.14まで	継続	
	森林鳥獣生息地	大堂 鳥獣保護区	期間更新	829		829	H26.11.15から H36.11.14まで	継続	

	身近な鳥獣生息地	室戸岬 鳥獣保護区	期間 更新	1,545	1,545	H26.11.15 から H36.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	野友 鳥獣保護区	期間 更新	300	300	H26.11.15 から H36.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	工石山 鳥獣保護区	期間 更新	496	496	H26.11.15 から H36.11.14 まで	継続	
	集団渡来地	浦戸湾 鳥獣保護区	期間 更新	2,854	2,854	H26.11.15 から H36.11.14 まで	継続	
	集団繁殖地	宿毛湾 鳥獣保護区	期間 更新	1,552	1,552	H26.11.15 から H36.11.14 まで	継続	
	集団繁殖地	蒲葵島 鳥獣保護区	期間 更新	14	14	H26.11.15 から H36.11.14 まで	継続	
	計	15箇所		12,510	0	12,510		
平成 27 年度	身近な鳥獣生息地	須崎湾 鳥獣保護区	期間 更新	2,336	2,336	H27.11.15 から H37.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	荒瀬山 鳥獣保護区	期間 更新	48	48	H27.11.15 から H37.11.14 まで	継続	
	希少鳥獣生息地	姫島 鳥獣保護区	期間 更新	48	48	H27.11.15 から H37.11.14 まで	継続	
	計	3箇所		2,432	0	2,432		
平成 28 年度	森林鳥獣生息地	高ノ森 鳥獣保護区	期間 更新	270	270	H28.11.15 から H38.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	四国カルスト 鳥獣保護区	期間 更新	227	227	H28.11.15 から H38.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	千尋岬 鳥獣保護区	期間 更新	620	620	H28.11.15 から H38.11.14 まで	継続	
	集団渡来地	穴内川ダム 鳥獣保護区	期間 更新	211	211	H28.11.15 から H38.11.14 まで	継続	
	計	4箇所		1,328	0	1,328		
	合計	32箇所		20,252	0	20,252		

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護繁殖を図る上で特に重要な地域について、鳥獣保護上好ましくない行為を制限し、その生息環境を保全するために指定しており、今後とも既設特別保護地区の指定を継続します。

#### ② 指定区分ごとの方針

##### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について、特に必要な区域を指定します。

##### 2) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めます。

3) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めます。

4) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めます。

5) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めます。

6) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定します。

(2) 特別保護地区指定計画

第3表に、特別保護地区の指定等計画を、第4表に、既指定特別保護地区の変更計画をそれぞれ示します。

第3表 特別保護地区の指定等計画

(面積: ha)

指定区分	指定目標		既設		年度	指定		拡大		縮小		廃止消滅		増減		計画終了時		
	箇所	面積	箇所	面積		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
(1)森林鳥獣生息地	6	448	6	448											0	0	6	448
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
(2)集団渡来地	0	0	0	0											0	0	0	0
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
(3)集団繁殖地	1	14	1	14											0	0	1	14
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
(4)希少鳥獣生息地	1	48	1	48											0	0	1	48
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
(5)生息地回廊	0	0	0	0											0	0	0	0
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
(6)身近な鳥獣生息地	2	100	2	100											0	0	2	100
						24												
						25												
						26												
						27												
						28												
計	10	610	10	610		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	610

第4表 既指定特別保護地区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	面 積			指定期間	変更理由	備考
				既設	増減	指定			
平成 25 年度	森林鳥獣生息地	白髪 特別保護地区	期間更新	78		78	H25. 11. 15 から H35. 11. 14 まで	継続	
計		1 箇所		78	0	78			
平成 26 年度	森林鳥獣生息地	足摺山 特別保護地区	期間更新	33		33	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	臼瑠 特別保護地区	期間更新	95		95	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	大堂 特別保護地区	期間更新	122		122	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	室戸岬 特別保護地区	期間更新	26		26	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	工石山 特別保護地区	期間更新	74		74	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	継続	
	集団繁殖地	蒲葵島 特別保護地区	期間更新	14		14	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	継続	
計		6 箇所		364	0	364			
平成 27 年度	希少鳥獣生息地	姫島 特別保護地区	期間更新	48		48	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	継続	
計		1 箇所		48	0	48			
平成 28 年度	森林鳥獣生息地	千尋岬 特別保護地区	期間更新	74		74	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	継続	
計		1 箇所		74	0	74			
合計		9 箇所		564	0	564			

### (3) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努めます。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図ります。

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、計画的に狩猟鳥獣の保護増殖を図り、生態系の保全を図ることを目的として指定します。

なお、指定に当たっては、農林水産関係者及び地域住民等の理解を得られるよう留意することとし、その指定期間は原則として3年とします。

また、農林水産業被害が顕著である地域については、加害鳥獣に限り狩猟ができる特例休猟区の指定について検討します。

#### (2) 休猟区指定計画

なし

#### (3) 特例休猟区指定計画

なし

### 4 鳥獣保護区の整備等

#### (1) 方針

鳥獣保護区には、自然条件を勘案して、それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、必要な標識等を設置します。

既設の鳥獣保護区の施設については、鳥獣保護員を主体とした巡視等により補充及び整備を図りながら保護管理に努めます。

#### (2) 整備計画

##### ① 管理施設の設置

第5表に、鳥獣保護区内の標識類整備計画を示します。

第5表 鳥獣保護区内の標識類整備計画

区分	現況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	制札 600枚	15枚	15枚	15枚	15枚	15枚
	案内板 5枚					

##### ② 利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めます。

### ③ 調査、巡視等の計画

第6表に、鳥獣保護区内の管理のための調査、巡回計画を示します。

第6表 鳥獣保護区内の管理のための調査、巡回計画

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	56	56	56	56	56
	人数	53	53	53	53	53
管理のための調査の実施		・更新鳥獣保護区等 ・狩猟取締等				

### (3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めます。

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

原則として鳥獣の人工増殖は行いません。

##### (2) 人工増殖計画

なし

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

放鳥する鳥類の種類については、ニホンキジとします。

数量については、生息状況の推移を勘案して、おおむね 5 年後に目標とする生息数を設定し、この目標に達するため必要な羽数とします。

なお、放鳥については、下記の点に留意することとします。

- ① 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。
- ② 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査すること。
- ③ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行うこと。
- ④ 放鳥する鳥類は、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであるようにします。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のニホンキジを育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討すること。

## (2) 放鳥計画

第7表に、放鳥計画を示します。

第7表 放鳥計画

放鳥する地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	箇所	羽数								
鳥獣保護区	20	600	20	600	20	600	20	600	20	600
休獵区	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40
その他	79	2,360	79	2,360	79	2,360	79	2,360	79	2,360
計	100	3,000	100	3,000	100	3,000	100	3,000	100	3,000

## (3) 放獣計画

哺乳類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣を行いません。

# 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

## 1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

### (1) 希少鳥獣

高知県レッドデータブックに記載されている鳥獣を含む希少鳥獣の保護管理については、必要に応じて捕獲の禁止や制限を行います。

### (2) 狩猟鳥獣

本県における狩猟鳥獣の生息状況を踏まえ、必要に応じて「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「法」といいます。) 第12条に基づく捕獲等の禁止又は制限を行います。

### (3) 外来鳥獣等

本来高知県に生息せず、人為的に外部から導入され、生態系に影響が生じている鳥獣については、捕獲を推進します。

### (4) 一般鳥獣

(1)から(3)以外の一般鳥獣の保護管理については、必要に応じて検討します。

## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

### (1) 許可しない場合の基本的考え方

次の場合においては、許可をしないこととします。

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

② 捕獲等又は、採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させたりするなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じた地域又は新たに人為的

に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではありません。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地（以下「指定区域」といいます。）における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」（以下「規則」といいます。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではありません。
- ⑦ 個人が自らの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足輪を用いる標識調査を含みます。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画に基づき行われることとします。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」といいます。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行います。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行います。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とします。

また、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきものであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めます。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲する場合。

5) 鶩飼漁業への利用

鶩飼漁業者が漁業に用いるためのウミウ又はカワウを捕獲する場合。

6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資するものと認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した獣類の捕獲を目的とする捕獲許可申請については、原則として次の基準を満たすこととします。

① くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、締め付け防止金具を装着したものであること。

また、ニホンジカ及びイノシシの捕獲を目的とする場合は、これに加え、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

② とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合には、前記に関わらず、はこわなに限るものとすること。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付することとします。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点か

ら適切な条件を付することとします。

#### (5) 許可権限の市町村長への委譲

県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られよう努めることとします。

また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮することとします。

県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、第11次基本指針及び第11次鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び県知事に対する許可事務の執行報告が行われるよう助言するものとします。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮することとします。

#### (6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施にあたっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図られることとします。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにします。

① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日その他規則第7条第17項に定める事項を記載した標識の装着等を行うこと（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできることとします。）。

② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努めるよう指導すること。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、放獣体制等の整備に努めること。

#### (7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等の処理等については、次の事項に留意することとします。

① 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導すること（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除きます。）。

- ② 捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用すること。
- ③ クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止したりする観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせること。
- ④ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法とすること。
- ⑤ 錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用しないこと。
- ⑥ 錯誤捕獲した個体については、放鳥獣の検討を行うこと。
- ⑦ 錯誤捕獲した個体については、狩猲鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には、飼養登録等の手続きが必要となる場合があること。
- ⑧ 捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図ること。

#### (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るために適当と認める場合には、捕獲等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めることとします。

#### (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等適正な捕獲が行われるよう図るものとします。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要的捕獲等の生じることのないよう各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとします。

### 3 学術研究を目的とする場合

#### (1) 学術研究

##### ① 研究の目的及び内容

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であることとします（ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めません。）。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められることとします。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であることとします。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであることとします。

- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであることとします。

② 許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。許可対象者は、理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者とします。

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とします。

④ 期間

1年以内とします。

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限ります。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではありません。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合することとします。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合することとします。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーザタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落することとします。また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努めること。

## (2) 標識調査

### ① 許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者とします（委託を受けた者から依頼された者を含みます。）。

### ② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内とします。ただし、特に必要が認められる種については、この限りではありません。

### ③ 期間

1年以内とします。

### ④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。

### ⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕とします。

## 4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

### (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとします。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではありません。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとします。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとします。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。

(2) 鳥獣による被害発生予察表

① 予察表

第8表に、鳥獣による被害発生予察表を示します。

第8表 鳥獣による被害発生予察表

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生期間												被害発生地域	備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
ニホンジカ	水稻他農林作物全般	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	市街地を除く 県内一円	
イノシシ	水稻他農作物全般	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内一円	
ニホンザル	野菜、果樹他農林作物 全般	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内一円	
ハクビシン	果樹、野菜	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内果樹園 耕作地帯	
ノウサギ	造林木、水稻、野菜	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内山間部	
カラス類	果樹他農作物全般	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内一円	※1
ドバト	水稻、野菜	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内一円	汚損
キジバト	水稻、野菜	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内耕作地帯	
スズメ類	水稻	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内耕作地帯	※2
ムクドリ	果樹、野菜	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内果樹園 耕作地帯	
ヒヨドリ	果樹、野菜	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内果樹園 耕作地帯	
カワウ	鮎他川魚全般	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内河川流域	
ゴイサギ	水稻、鮎他川魚全般	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内河川流域	
ダイサギ	水稻、鮎他川魚全般	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内河川流域	
コサギ	水稻、鮎他川魚全般	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内河川流域	
アオサギ	水稻、鮎他川魚全般	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内河川流域	
タヌキ	野菜、果樹	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内耕作 果樹園地帯	
キツネ	養鶏	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	県内養鶏場	
トビ他	(航空機航行障害)	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	◀	▶	高知竜馬空港 一円	※3

カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラス）

※1

スズメ類（スズメ、ニュウナイスズメ）

※2

航空機の航行の安全のため、加害鳥獣である「トビ」の他に、「ノスリ、カラス類、ドバト、キジバト、コサギ、アマサギ、

※3

アオサギ、タシギ、タゲリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ類、ヒバリ」等を含みます。

② 予察表に係る方針等

県及び市町村は、鳥獣の生息状況の推移を常に把握し、予察の妥当性の検証に努めます。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

農林水産業や生態系への影響が大きい鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）について、特定鳥獣保護管理計画を定め個体数を適正に管理するなど、鳥獣の適正管理に努めます。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

野生鳥獣による農林水産業や生態系への被害を防除するため、国や独立行政法人、NPOなど研究機関の協力を得ながら市町村と連携し、有効な防除方法の確立に努めます。

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

農林水産業への被害状況及び生態系のバランス等を考慮し、必要最小限の捕獲をするものとし、その許可是県知事または市町村長が行うものとします。

② 許可基準

1) 許可する場合

有害鳥獣捕獲許可是、鳥獣が農林水産業等に被害を与える場合、生活環境若しくは自然環境を悪化させる場合又はこれらのおそれがある場合で被害防止の実施又は追い払いによっても被害が防止できないときに行うものとします。

2) 許可対象者

捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとします。

また、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとします。

なお、許可対象者は、次のとおりとします。

ア 国又は地方公共団体

イ 環境大臣の定める法人（農協、森林組合等（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいいます。以下「法人」といいます。））

ウ 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とします。

ただし、以下の場合は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、狩猟免許を受けていない者に対しても許可することができるものとします。

- a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において小型のはこわな又はつき網を用いて若しくは手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス類、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合
  - b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカ、その他の鳥獣を捕獲する場合
- 3) 捕獲従事者
- ア 原則として被害発生地の市町村内に住居を有する者。
  - イ 当該捕獲に使用する猟具の狩猟免許を所持する者とし、原則として規則第67条に該当する者（事故保障のため共済若しくは保険に加入している者）。
  - ウ ニホンジカ、ノウサギ、ハクビシン、ドバトを「わな（檻を含む。）」を使用して捕獲する場合は、森林管理局、地方公共団体の行う研修会を受け捕獲者の資格を得た者。なお、この資格の有効期間は3年間とします。
  - エ 法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとします。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとします。  
この場合、網猟免許及びわな猟免許を受けていない者は、網猟免許及びわな猟免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとします。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図ることで、効果的な実施に努めるものとします。
  - オ 法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとします。
  - オ 捕獲に従事する人員は、原則として、被害の面積、加害鳥獣の生息状況、行動範囲等を勘案して必要な人員とします。

#### 4) 鳥獣の種類・数

許可対象鳥獣は、農林水産物、人畜等に被害を与える鳥獣とし、数については、被害地における有害鳥獣の生息状況等を勘案して定めるものとします。

捕獲許可数等の基準を、第9表に示します。

第9表 捕獲許可数等の基準

許可権者	鳥獣名	一人当たり捕獲羽(頭)数
市町村長	ニホンジカ	制限しない
	イノシシ	制限しない
	ニホンザル	制限しない
	ハクビシン	制限しない
	ノウサギ	制限しない
	カラス類※1	制限しない
	ドバト	制限しない
	キジバト	60 羽以内
	スズメ類※2	2,000 羽以内
	ムクドリ	120 羽以内
	ヒヨドリ	120 羽以内
	カワウ	制限しない
県知事	その他の鳥獣※3	30 羽頭以内
	市町村長の許可権限に係る鳥獣において、捕獲区域が2以上の市町村にまたがる場合	必要最小限※4
	航空機の安全のために捕獲する鳥獣	
	市町村長、環境大臣の許可権限以外に属する鳥獣	
	外来鳥獣の捕獲	必要数

※1 カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラス）

※2 スズメ類（スズメ、ニュウナイスズメ）

※3 その他の鳥獣とは高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）により市町村に捕獲許可権限が委譲された鳥獣に係るその他の鳥獣とします。

※4 市町村長の許可権限に係る鳥獣（捕獲許可区域が2以上の市町村にまたがる場合）を、県知事が許可する場合の捕獲許可羽（頭）数は、市町村長が当該鳥獣の捕獲を許可する場合の許可基準に準じます。

## 5) 期間

ア 捕獲期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとします。ただし、被害等の発生が予測される場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではありません。

なお、標準許可期間を第10表に示します。

第10表 標準許可期間

獵法	許可期間	備考
銃器	90日以内（但し、航空機の安全のための捕獲は、6ヶ月以内）	
あみ・わな	90日以内	
捕獲檻	6ヶ月以内（カラス類、ドバトに限る）	

イ 繁殖期の鳥類を保護するため、4月1日から7月31日までの期間は原則として銃器による捕獲は許可しません。ただし、現に被害が発生している場合及びわな、あみによる捕獲ができない場合は、この限りではありません。

ウ 狩猟期間中及びその前後15日間における有害鳥獣捕獲は、狩猟期との区別を明確にするため、原則として許可しないこととします。ただし、現に被害が発生している場合はこの限りではありません。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うこととします。ただし、予察捕獲の場合は最大1年以内とします。

## 6) 区域

ア 捕獲を実施する区域は、被害発生地域の必要最小限の範囲とし、原則として被害地の所在する市町村の区域とします。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に捕獲を実施するよう努めることとします。

ウ 鳥獣保護区、休猟区又は特定獵具使用禁止区域における捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるよう行うこととします。

特に、レッドデータブック(RDB)記載の希少種の生息状況に配慮することとします。

## 7) 方法

ア 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めません。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではありません。

イ 鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定獵法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないこととします。

ウ 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めることとします。

エ 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を探り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うこととします。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を講ずることとします。

1) 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいいます。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいいます。以下同じ。）と連携を図るよう指導することとします。

その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導することとします。

捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導することとします。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図ることとします。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言することとします。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、環境省地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言することとします。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及により的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言することとします。

② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

第11表に、捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域を示します。

第11表 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ	発生地域及びその隣接地	

### ③ 指導事項の概要

- 1) 捕獲に従事する者は、必ず許可証または従事者証の携帯及び腕章を着用するとともに、当該捕獲区域の住民に捕獲による事故危険防止のための事前広報を行います。
- 2) 網猟・わな猟による捕獲の場合は、法定の標識を必ず付けるとともに、適切に管理します。
- 3) 捕獲物については、法第 18 条の規定を遵守して適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれに協力するよう指導します。
- 4) 鳥獣の保護管理上、必要な場合は捕獲実施者に対して、捕獲地点、日時、性別（必要に応じて写真またはサンプル等）の提出を求めます。

## 5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

### (1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第 1 種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第 1 種銃猟又は第 2 種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であることとします。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導することとします。

さらに、実施者の数は必要最小限であることとします。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されることとします。

### (2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、ニホンジカ、イノシシの特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な頭数とします。

### (3) 期間

① ニホンジカ、イノシシの特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすることとします。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応することとします。

② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮することとします。

③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応することとします。

### (4) 区域

ニホンジカ、イノシシの特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とします。

## (5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めません。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合についてはこの限りではありません。

なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないこととします。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めることとします。

## 6 その他特別の事由の場合

### (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

#### ① 許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含みます。）。

#### ② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）とします。

#### ③ 期間

1年以内とします。

#### ④ 区域

申請者の職務上必要な区域とします。

#### ⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

### (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

#### ① 許可権者及び許可対象者

許可権者は市町村長とします。

許可対象者は、国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者とします。

#### ② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）とします。

③ 期間

1年以内とします。

④ 区域

必要と認められる区域とします。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者とします。

② 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）とします。

③ 期間

6か月以内とします。

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

① 許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者とします。

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とします。

③ 期間

6か月以内とします。

④ 区域

原則として、住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。

⑤ 方法

網、わな又は手捕りとします。

(5) 鵜飼漁業への利用

① 許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者とします。

② 鳥獣の種類・数

必要最小限とします。

③ 期間

6か月以内とします。

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでないはありません。

⑤ 方法

手捕りとします。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、今まで継続的に実施してきたものに限ります。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除きます。）。

② 鳥獣の種類・数

必要最小限とします。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とします（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除きます。）。

③ 期間

30日以内とします。

④ 区域

原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

(7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的  
許可権者は県知事とします。

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断することとします。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととします。特に、環境影響評価のための調査のための捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断することとします。

## 7 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

鳥類の違法飼養が依然として後を絶たないことから、警察等関係機関と連携し、法令違反の飼養を厳正に取り締まるとともに、既に飼養登録されているメジロについては適正な飼養が行われるよう法令遵守について、広報啓発します。

(2) 飼養適正化のための指導内容

足環の装着等適正な飼養が行われるよう、広く県民に周知徹底を図ります。適正な飼養について警察、市町村と連携して指導等を実施します。

特に、長期間の継続飼養が行われているケースについては、重点的な指導を行うこととします。

## 8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等（ヤマドリおよびその卵）の販売許可にあたっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可することとします。

① 販売の目的が鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律施行規則第23条に規定する目的に適合すること。

② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適正な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものではないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等の条件を付します。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

市街地や人口集中地区など事故発生が予想される地区、学校や通学路の周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所については、関係機関と調整の上、事故防止のため指定します。

また、子どもの遊び場となっている空き地などでは、必要に応じてわな猟使用禁止区域の指定も検討します。

#### (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

第12表に、特定猟具使用禁止区域指定計画を示します。

第12表 特定猟具使用禁止区域指定計画

(面積: h a)

指定区分	既設		年度	指定		拡大		縮小		廃止 消滅		増減		計画 終了時	
	箇 所	面 積		箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
	141	28,474										0	0	141	28,474
銃猟に伴う危険を 予防するための区域			24												
			25												
			26												
			27												
			28												
	0	0										0	0	0	0
わな猟に伴う危険を 予防するための区域			24												
			25												
			26												
			27												
			28												
	0	0										0	0	141	28,474
計	141	28,474		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141	28,474

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

第 13 表に、特定猟具使用禁止区域指定内訳を示します。

第 13 表 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	指定市町村	区域名 (特定猟具名)	変更区分	指定面積 (ha)	指定期間	備考
平成24年度	安芸市	小谷ダム (銃)	再指定	1	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	南国市	稻生 (銃)	再指定	318	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	宿毛市	中角 (銃)	再指定	40	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	宿毛市	宿毛 (銃)	再指定	278	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	香美市	梅久保 (銃)	再指定	215	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	奈半利町 田野町	奈半利 (銃)	再指定	249	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	馬路村 北川村	魚梁瀬ダム (銃)	再指定	420	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	仁淀川町	大渡ダム周辺 (銃)	再指定	183	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	仁淀川町 越知町	筏津ダム (銃)	再指定	27	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	越知町	女川 (銃)	再指定	52	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	佐川町	狩場 (銃)	再指定	6	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	四万十町	興津 (銃)	再指定	125	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	四万十町	田野々 (銃)	再指定	185	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	四万十町	轟崎 (銃)	再指定	10	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
	四万十町	中津川 (銃)	再指定	16	H24. 11. 15 から H34. 11. 14 まで	
計		15箇所		2,125		
平成25年度	高知市	芳原 (銃)	再指定	170	H25. 11. 15 から H35. 11. 14 まで	
	安芸市	伊尾木 (銃)	再指定	339	H25. 11. 15 から H35. 11. 14 まで	
	南国市	十市 (銃)	再指定	680	H25. 11. 15 から H35. 11. 14 まで	
	香美市	花の公園 (銃)	再指定	63	H25. 11. 15 から H35. 11. 14 まで	
	香美市	須江 (銃)	再指定	238	H25. 11. 15 から H35. 11. 14 まで	
	四万十市 黒潮町	竹島 (銃)	再指定	178	H25. 11. 15 から H35. 11. 14 まで	
	佐川町	虚空藏山 (銃)	再指定	11	H25. 11. 15 から H35. 11. 14 まで	
	越知町	桐見ダム (銃)	再指定	40	H25. 11. 15 から H35. 11. 14 まで	
計		8箇所		1,719		
平成26年度	南国市	久礼田 (銃)	再指定	181	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	
	南国市 香南市	物部川大橋北 (銃)	再指定	35	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	
	四万十市	間 (銃)	再指定	18	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	
	香南市	物部川河口 (銃)	再指定	114	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	
	田野町 安田町	大野地区 (銃)	再指定	290	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	
	中土佐町	久礼 (銃)	再指定	120	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	

	佐川町	原島(銃)	再指定	31	H26. 11. 15 から H36. 11. 14 まで	
	計	7箇所		789		
平成 27 年 度	高知市	仁ノ (銃)	再指定	234	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	安芸市	川北 (銃)	再指定	345	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	安芸市	伊尾木東山 (銃)	再指定	383	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	土佐市	新居 (銃)	再指定	50	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	土佐市	白菊 (銃)	再指定	136	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	須崎市	新莊川 (銃)	再指定	203	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	宿毛市	平田 (銃)	再指定	184	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	香南市	下分 (銃)	再指定	79	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	香美市	宮ノ口佐岡 (銃)	再指定	125	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	北川村	小島 (銃)	再指定	38	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	いの町	大野内 (銃)	再指定	70	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	日高村	宮ノ谷 (銃)	再指定	265	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	津野町	葉山総合 センター(銃)	再指定	18	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	四万十町	作屋 (銃)	再指定	28	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	四万十町	三島 (銃)	再指定	32	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	四万十町	昭和 (銃)	再指定	20	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	大月町	尻貝 (銃)	再指定	6	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	大月町	ムクリ山 (銃)	再指定	549	H27. 11. 15 から H37. 11. 14 まで	
	計	18箇所		2,765		
平成 28 年 度	高知市	高知南ニュータ ウン(銃)	再指定	155	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	室戸市	室戸広域公園室 戸市中央公園 (銃)	再指定	227	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	安芸市	八流 (銃)	再指定	88	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	南国市	小蓮大平 (銃)	再指定	232	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	南国市	坂折山 (銃)	再指定	80	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	南国市	明見 (銃)	再指定	43	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	南国市	吾岡山 (銃)	再指定	88	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	南国市	三畠 (銃)	再指定	72	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	土佐市	土佐市太陽の丘 (銃)	再指定	40	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	土佐市	新堀川 (銃)	再指定	142	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	須崎市	横浪 (銃)	再指定	221	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	須崎市	光松 (銃)	再指定	108	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	宿毛市	橋上 (銃)	再指定	109	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	

	いの町	加茂山 (銃)	再指定	83	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	いの町	琴平山 (銃)	再指定	100	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	いの町	仁淀川 (銃)	再指定	167	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	佐川町	斗賀野駅前 (銃)	再指定	47	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	四万十町	大向 (銃)	再指定	47	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	四万十町	江師 (銃)	再指定	39	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
	三原村	袖ノ木 (銃)	再指定	17	H28. 11. 15 から H38. 11. 14 まで	
計		20 箇所		2, 105		
合計		68 箇所		9, 503		

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

なし

## 3 猟区設定のための指導

なし

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 方針

特定計画（以下第六において単に「計画」といいます。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成することとします。

### 2 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められることとします。

なお、計画は、ニホンジカ、イノシシについて作成します。

### 3 計画期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、また、上位計画である鳥獣保護事業計画との整合を図るため、原則ニホンジカ、イノシシについて平成24年度から平成28年度までとします。

なお、計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うこととします。

また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討することとします。

### 4 対象地域

計画の対象地域は、ニホンジカ、イノシシについて県内全域とします。

なお、計画の対象とする地域個体群が、県の行政界を越えて分布する場合は、県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることのできるように、関係都道府県間で協議・調整を行うこととします。

### 5 保護管理の目標

保護管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行います。

保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して設定します。

また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じ

て、適切な目標を設定するよう努めます。

なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定します。

目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護管理事業への反映によるフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めます。また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行います。

## 6 保護管理事業

### (1) 個体数管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るために、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の調整（推進又は抑制）による個体数管理（個体群の個体数、生息密度、分布域、群構造等に関する管理）を行います。個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにします。併せて、これらの個体数管理を実行する場合に必要となるきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体数管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図ります。

なお、個体数を減少させる個体数管理を行う場合にあっても、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じます。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備します。

### (2) 生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとします。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図ります。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し、さらに保全の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討します。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めます。

### (3) 被害防除対策

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施します。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、生ごみや未収穫作

物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施します。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図ります。

## 7 計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行します。

### (1) 検討会・連絡協議会の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行います。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設置します。

また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局、市町村等からなる連絡協議会を設置します。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないこととします。

### (2) 関係地方公共団体との協議

県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する県（教育委員会を含みます。）と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含みます。）と協議します。

### (3) 利害関係人の意見の聴取

法第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、県において計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関や団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行います。

また、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めます。

### (4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告します。

### (5) 実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、検討会・連絡協議会において検討・協議した上で実施計画を作成し、公表するよう努めます。

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、県、市町村、市町村内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域、又は、対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個

体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的因素によって区分された区域とします。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とします。

実施計画に基づく保護管理の実施主体は、県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めることとします。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載することとします。

- ① 保護管理すべき鳥獣の種類
- ② 計画の期間
- ③ 保護管理すべき区域
- ④ 保護管理の目標
- ⑤ 数の調整に関する事項
- ⑥ 生息地の保護及び整備に関する事項
- ⑦ 被害防除対策に関する事項
- ⑧ その他の保護管理のために必要な事項

#### (6) 実施計画に基づく保護管理の推進

実施計画に基づき、県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとします。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図ります。

#### (7) モニタリング

特定鳥獣の地域個体群の生息動向（個体数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討に反映（フィードバック）させます。また、モニタリング結果の概要については、公表に努めます。

なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接県等の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めます。

### 8 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 9 計画の実行体制の整備

保護管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて地域の大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護管理の科学的・計画的な実施に努めます。

保護管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進します。

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながり有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図ります。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュを単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図ります。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとします。

なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとします。その実施に当たっては、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図ることとします。

また、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めます。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

鳥獣生息分布等調査では、県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態の調査を行います（第14表）。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年変化の把握が可能な手法を用います。

なお、県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除きます。）のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成します。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めます。

第14表 鳥獣生息分布調査

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ニホンジカ・ニホンザル	平成24～28年度	生息密度、被害状況、サンプル等調査	県内全域	通年

#### (3) 希少鳥獣等保護調査

なし

#### (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査（第15表）は、これらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査します。

本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行います。

第15表 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内の渡来地	平成24～28年度	環境省が定めた日に定点カウント法により分布調査を実施	冬季

#### (5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行います（第16表）。

なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行います。

また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するための調査を行います。

第16表 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

調査年度	調査内容	調査対象地域	調査時期
平成24～28年度	県が指定した鳥獣保護区に生息する野生鳥獣の種類、分布状況、生息数等を調査	更新対象の鳥獣保護区	通年

### 3 狩猟対策調査

#### (1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行います。

#### (2) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査します。

ニホンジカ、イノシシ等特にその保護管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めます（第17表）。

また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成、食性等を把握するための調査等の実施に努めます。

第17表 狩猟鳥獣生息調査

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査対象地域	調査者
ニホンジカ・イノシシ	平成 24~28 年度	出猟カレンダーによる調査（出猟日数、捕獲場所、捕獲頭数、目撃頭数、出猟者数等）	県内全域	狩猟者
ニホンキジ・ヤマドリ		出合調査		

### (3) 放鳥効果測定調査

放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査します（第18表）。

調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行います。

第18表 放鳥効果測定調査

対象鳥獣	調査年度	調査方法	放鳥 羽数	標識	
				種類	装着羽数
ニホンキジ	平成 24~28 年度	狩猟者等から標識を回収し、放鳥回収台帳を作成	15,000	足環	3,000

### (4) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度、錯誤捕獲等を調査します。

調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握します。

## 4 有害鳥獣対策調査

### (1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めます。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資することとします。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めます。

## (2) 調査の概要

有害鳥獣対策調査概要を、第19表に示します。

第19表 有害鳥獣対策調査概要

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査対象地域
1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ニホンザル 4. その他必要に応じて	平成24～28年度	有害鳥獣捕獲実績等から、各有害鳥獣の捕獲数の推移を把握する。	県内全域

## 第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにします。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（法第 76 条の規定に基づき指名される司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図ります。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図ることとし、その際には国や大学等が提供する研修等の活用を検討します。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村職員への定期的・計画的な研修や情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めます。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行います。

#### (2) 研修計画

必要に応じて国等の研修に参加するなど資質の向上を図ります。

### 2 鳥獣保護員

#### (1) 方針

鳥獣保護員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等となっています。しかし鳥獣による農林水産業等への被害発生の状況等を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導及び鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、従来からの活動を更に充実させていく必要があります。

#### (2) 年間活動計画

鳥獣保護員の年間活動計画を、第 20 表に示します。

第 20 表 鳥獣保護員の年間活動計画

活動内容	実施期間											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鳥獣保護区等の維持管理	←											→
鳥獣の生息状況調査	←											→
鳥獣保護区等の指定		←						→				
狩猟の取締									←		→	
保護鳥の違法捕獲取締	←		→									
愛鳥モデル校の指導								←		→		

### (3) 研修計画

第 21 表に、鳥獣保護員研修計画を示します。

第 21 表 鳥獣保護員研修計画

研修名	実施年度	主催者	時期 (回数)	対象 人数	実施内容
鳥獣保護員研修	平成 24~28 年度 (全県単位)	高知県	4 月 9 月 (2 回)	53	鳥獣保護区等の維持管理方法 鳥獣の生息状況等の調査方法 関係法令その他必要な知識等

## 3 保護管理の担い手の育成

### (1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めます。

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めます。

### (2) 研修計画

第 22 表に、保護管理の人材育成研修計画を示します。

第 22 表 保護管理の人材育成研修計画

研修名	実施年度	主催者	時期(回数)	対象人数	実施内容
鳥獣被害対策地 域リーダー研修	平成 24~28 年度 (ブロック単位)	高知県	5 月 2 月 (2 回)	40	特定鳥獣保護管理に関する知識等

### (3) 狩猟者の減少防止対策

狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、県の実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じます。

また、鳥獣保護管理の担い手及び鳥獣の保護管理に関し専門的知見を持つ狩猟者の確保及び育成を図るため、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用します。

## 4 取締り

### (1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じます。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めます。

- ① 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化します。
  - 1) 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。
  - 2) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。
- ② 鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行います。
- ③ 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、積極的な取り締まりを行います。
- ④ 我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに愛がん飼養している場合などは、鳥類の違法な飼養については、取締りを積極的に行うよう配慮します。
- ⑤ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めます。
- ⑥ 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めます。
- ⑦ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する情報の共有を行い、一層の連携強化に努めます。

## (2) 年間計画

年間を通して違法捕獲や適法飼養等の取締を行うこととし、特に、鳥類の繁殖期である4月から7月にかけては違法捕獲の指導取締を、さらに猟期である11月から3月にかけては狩猟事故や違反防止を重点的に行います。

## 5 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、県においては、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図ります。

## 第九 その他

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護事業をめぐる現状と課題を整理するよう努めます。

### 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護管理の方向性を別途示すことができることとします。この場合には、鳥獣保護事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性を示す必要がある事項について、当該地域における方向性を記載します。

### 3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとします。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めます。

### 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

#### (1) 方針

傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応します。

- ① 市町村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努めること。
- ② 救護に当たっては、収容すべき目的や意義を明確にし、これらを踏まえて収容すべき鳥獣種の選定等を検討すること。なお、原則としてその地域において、有害鳥獣として捕獲が認められている鳥獣は救護の対象から除きます。
- ③ 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底に努めること。

#### (2) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病余病法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処します。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意します。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法が規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受

性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の症状が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取ります。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症や家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者に対し衛生管理等に関する研修を行います。

### (3) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応します。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採飢能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認すること。
- ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定すること。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防すること。

## 5 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めるとともに、普及啓発を積極的に推進します。その際には、以下の点について留意することとします。

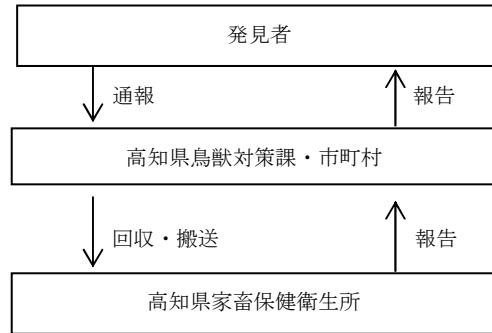
- (1) 安易な餌付け行為は、農作物被害の助長や高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながる恐れがあることについて、市民への普及啓発に努めること。
- (2) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

## 6 感染症への対応

- (1) 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家きん産業への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づいてウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しながら適切な調査に努めます。

更に、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施します。また、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めます。

- (2) その他の感染症についても、鳥獣の大量死等の異常又は傷病鳥獣の状況等の把握に努めるものとします。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している際には、周囲の野生鳥獣に異常がないかどうかの監視に努めます。



## 7 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護管理についての普及等

#### ① 方針

鳥獣の保護管理についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、野鳥教室、普及啓発資機材の活用等を行うほか、地域の特性に応じた効果的な事業を実施するよう努めます。

普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣保護管理が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることにも理解を求める。

#### ② 事業の年間計画

事業内容	実施期間											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
野鳥教室											↔	

#### ③ 愛鳥週間行事等の計画

事業内容	実施期間											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
愛鳥週間用ポスター募集	↔											

### (2) 愛鳥モデル校の指定

#### ① 方針

鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努めるものとします。

愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができます。

なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めます。

#### ② 指定期間

3年間とします。

#### ③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥思想の高揚のために、愛鳥週間用ポスターの制作また野鳥教室を開催し巣箱の制作や架設等を実施します。

### (3) 法令の普及徹底

#### ① 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持、販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含みます。）、法第13条第1項に基

づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定獣法禁止区域、法第 18 条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第 26 条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第 35 条に基づく特定獣具使用禁止区域等、法第 80 条第 1 項に基づく本法の適用除外等特に県民に關係のある事項については、その周知徹底を図るよう努めます。